

指定通所介護事業所 鳥栖市中央デイサービスセンター 重要事項説明書

あなたに対する指定通所介護（以下「指定通所介護」という。）利用サービス提供開始にあたり、指定通所事業運営規程第13条に基づいて当事業者が説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業所

事業所の名称	鳥栖市中央デイサービスセンター
事業所所在地	鳥栖市本町3丁目1494番地10
法人の種別	社会福祉法人
事業所代表者氏名	社会福祉法人 椎原寿恵会 理事長 中川原 章
電話番号	0942-85-3666
FAX番号	0942-85-3668

2. 当法人で実施する事業

事業の種類		佐賀県知事の事業者指定及び 鳥栖地区広域市町村圏組合の事業所指定		利用定員
		指 定 年 月 日	指 定 番 号	
施設	介護老人福祉施設 真心の園	H12年 4月 1日	佐賀県 4170300034号	139人
居宅	居宅訪問介護事業 真心の園ホームヘルプ	H12年 1月 31日	佐賀県 4170300034号	一人
	居宅訪問介護事業 鳥栖市中央ホームヘルプ	H12年 1月 31日	佐賀県 4170300026号	一人
	訪問入浴サービス事業 真心の園訪問入浴サービス	H12年 1月 31日	佐賀県 4170300034号	一人
	訪問看護事業 真心の園訪問看護ステーション	H24年10月 1日	佐賀県 4170300094号	一人
	通所介護事業 真心の園デイサービス	H12年 1月 31日	佐賀県 4170300034号	30人
	通所介護事業 鳥栖市中央デイサービス	H12年 1月 31日	佐賀県 4170300026号	35人
	短期入所生活介護 真心の園ショートステイ	H12年 1月 31日	佐賀県 4170300034号	11人
	真心の園在宅介護支援センター (指定居宅介護支援事業所)	H31年 4月 1日	鳥栖地区広域市町村圏組合 4170300034号	一人
鳥栖市中央在宅介護支援センター (指定居宅介護支援事業所)	H31年 4月 1日	鳥栖地区広域市町村圏組合 4170300026号	171人	
グループホーム和が家	H20年 6月 2日	鳥栖地区広域市町村圏組合 4191200056号	18人	
グループホームみどりヶ丘	H20年 6月 2日	鳥栖地区広域市町村圏組合 4190300097号	18人	

3、事業の目的及び運営方針

<p>1 要介護状態等となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。</p> <p>2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。</p> <p>3 事業を運営するに当たって、地域との結び付きを重視し、市町村等保険者、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。</p>

4、施設の概要

(1) 敷地・建物

敷 地		7 6 8 7 . 9 3 m ²
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造り 2階建て (耐火構造建築)
	延べ床面積	9 3 1 . 3 1 m ²

(2) 主な設備

設備の種類	数
食堂 兼 機能訓練室	1 室
一般浴室	1 室
温浴シャワーベンチ	1 台

5、職員体制

職員の職種	員 数	区 分			
		常 勤		非常勤	
		専従	兼務	専従	兼務
管理者	1 名		1 名		
生活相談員兼 介護職員	4 名	1 名	3 名		
介護職員	2 名	1 名		1 名	
機能訓練指導員 (理学療法士)	1 名	1 名			
看護職員兼機能 訓練指導員兼 介護職員	4 名	2 名		2 名	

6、職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	
管 理 者	正規の勤務時間帯 常勤で勤務	8時30分～17時30分まで
生活相談員	正規の勤務時間帯 早出	8時30分～17時30分まで 8時00分～17時00分まで
介護職員	正規の勤務時間帯 早出	8時30分～17時30分まで 8時00分～17時00分まで
看護職員兼機能 訓練指導員	正規の勤務時間帯 早出	8時30分～17時30分まで 8時00分～17時00分まで
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯 早出	8時30分～17時30分まで 8時00分～17時00分まで

7、営業日及び営業時間・利用の申込窓口

営 業 日	毎週 月曜日から土曜日まで（祭日を含む）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分まで （7時間以上8時間未満）
利用申込窓口	当施設通所介護事業所 利用申込窓口担当 生活相談員 檜崎寛子 電話番号 0942-85-3666

8、事業の実施地域

事業の実施地域	一 鳥栖市 二 三養基郡内 三 久留米市 四 上記以外の地域については、相談に応じます。
---------	---

9、施設サービスの概要

（1）介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティーに富んだ食事を提供します。 ・利用者の状況に応じた適切な食事の介護を行うと共に、できる限り自力接種ができるよう援助を行います。 ・介助は適宜職員が行います。 <p>（食事時間） 昼 食 12:00～</p>
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・介助は適宜職員が行います。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴前に入浴が可能かどうか健康診断を必ず行います。 ・身体状況に応じて対応します <p>大風呂 1槽、 温浴シャワーベンチ1台</p>

機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> 機能訓練指導員（看護職員兼務）による利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> 当施設は、利用者及びご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 <p>相談窓口担当 生活相談員 檜崎寛子</p>
教養娯楽	<ul style="list-style-type: none"> 当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、適宜レクリエーション行事を企画します。 主な娯楽設備 クラブ活動 書道 詩吟 お謡い 自由クラブ その他 <p>クラブ活動によっては活動費用を本人に負担していただくことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 主なレクリエーション 年間行事計画に沿って実施します。 誕生会・季節行事・運動会・ショッピング・ドライブ・陶芸等 <p>レクリエーションによってはレクリエーション経費を本人に負担していただく場合があります。</p>
送迎	<ul style="list-style-type: none"> 身体状況により、リフト付乗用車・普通車・軽車輛にて送迎を行います。

（２）介護保険給付外サービス

サービスの種別	内 容
教養娯楽の利用	<ul style="list-style-type: none"> 当施設では、次の教養娯楽を準備しております。 クラブ活動（書道、詩吟、お謡い等）
レクリエーション行事	<ul style="list-style-type: none"> 年間計画に基づき、レクリエーション行事を企画します。

10、利用料

（１）法定給付

区 分	利 用 料
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額 別紙参照 （介護保険負担割合証に基づく）
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額 別紙参照 （通所介護サービス費及び各加算の実費負担）

（２）法定外給付

区 分	利 用 料
食 費	<ul style="list-style-type: none"> 食材料費及び調理費相当分の実費 （昼食代） 1食 600円 食中毒等の感染症を防ぐ為、申し出なく飲食物を外部より持ち込み飲食する事はご遠慮下さい。
教養娯楽施設の利用及びレクリエーション行事	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用料及び材料費等の諸経費の実費

事業実施地域以外の交通費	利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の利用者の送迎を行う場合には、それに要した交通費を請求することがあります。 当法人旅費規程により1kmにつき44円とします。
--------------	---

(3) 利用者の選定により提供するもの

区 分	利 用 料
日常生活に要する費用で本人に負担いただくことが適当であるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション費用 ・クラブ活動費用

(4) 利用料支払い方法

- ① 銀行等自動引き落とし
 - ② 現金払い
- ①、②については利用者・家族の諸事情により選択となります。

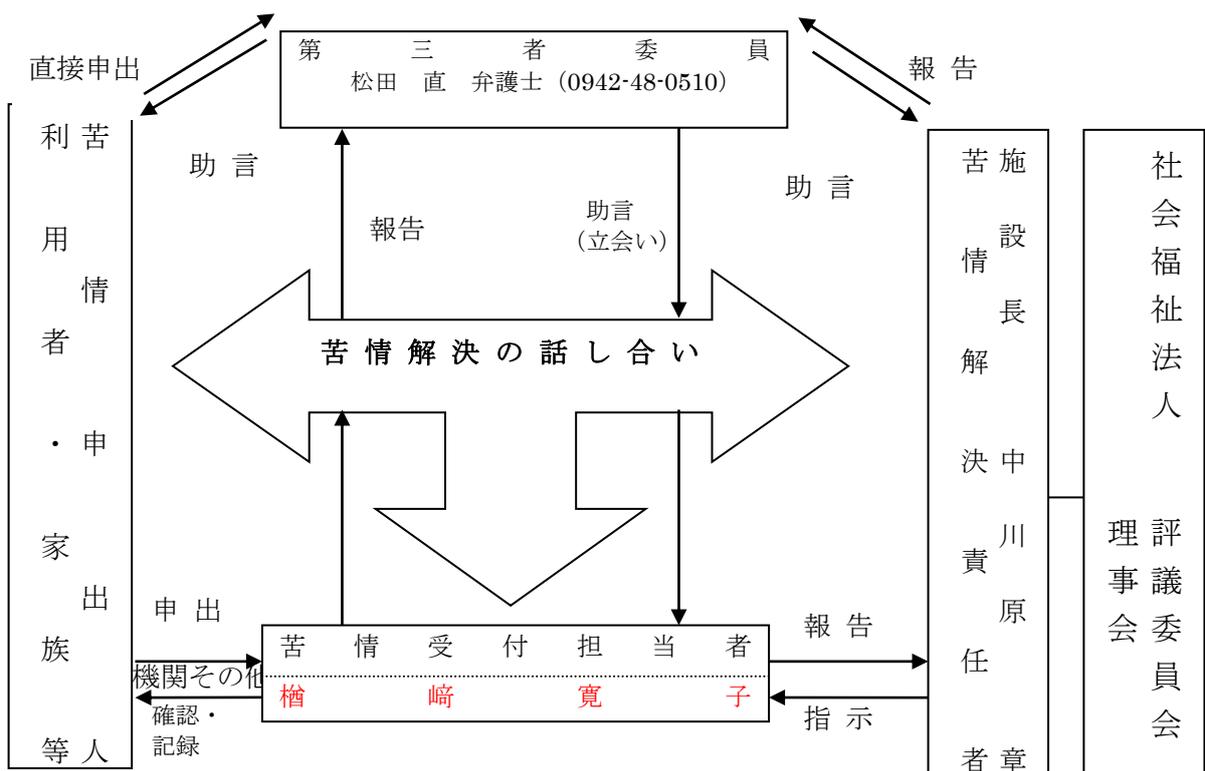
1 1, キャンセル

利用中止される場合は、前日までにご連絡ください。

1 2, 苦情等申立先

(1) 当事業所における苦情受付

当施設ご利用相談室	窓口担当者 管理者 檜崎寛子 ご利用時間 毎 日 8:30~17:30 ご利用方法 電 話 0942-85-3666 面 接 相談室 苦情箱 施設内に設置
-----------	---



鳥栖地区広域 市町村圏組合	所在地 鳥栖市本町3丁目1494番地1 電話番号 0942-81-3315 FAX 0942-81-3316 受付時間 8:30~17:15
国民健康保険団体 連合会	所在地 佐賀市呉服元町7-28 電話番号 0952-26-1477 FAX 0952-26-6123 受付時間 8:30~17:00

1.3、非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「当施設消防計画」に沿って対応します。
近隣との協力関係	地域の消防団との協力連携を図り、非常時には相互の応援を仰ぐ。また、施設と消防署とは非常通報装置により非常連絡が行える体制を図っています。
平常時の避難訓練及び防災設備	別途定める当施設の消防計画にのっとり年2回、夜間及び昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。

1.4、当施設ご利用の際に留意いただく事項

居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は、決められた場所以外ではお断りします。飲酒はできません。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	買い物等の行事以外は、大金を持ち込まないようにしてください。
宗教活動・政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

1.5、秘密保持

<ul style="list-style-type: none"> ・業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密は守ります。 ・サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意をあらかじめ文書により得た上で行います。

1.6、事故発生時の対応

利用者に対して、通所介護サービスを提供したことにより損害賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。但し、利用者の過失による事故の場合は損害賠償を行いません。
--

1.7、第三者評価の実施状況

第三者評価の実施状況については、実施していません。

私は、本書面に基づいて当施設職員 職名 氏名 から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。又、居宅サービス担当者会議、通所介護計画等に於いて、契約者又はその家族等の個人情報を用いる事に同意します。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名

印

利用者の家族 住 所

氏 名

印

続 柄

支払方法

自動引き落とし

現金支払い

私は通所介護において、作品など掲示物やデイサービス便りに利用者の個人情報を用いることに同意します。

令和 年 月 日

利用者	住所	
	氏名	印

利用者家族	住所	
	氏名	印
	続柄	